

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年5月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800596 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1900002 号

第 1 結論

平成 16 年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 4 月

平成 16 年 4 月頃、私の父親が A 社会保険事務所に国民年金保険料学生納付特例申請書を郵送したはずであるが、当該申請の結果は通知されなかった。後日、平成 16 年度の国民年金保険料が免除されていないことがわかったので、再度、免除申請を行った。結果、請求期間が未納となっていることに納得できないので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 16 年 4 月頃、請求者の父親が A 社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、A 年金事務所）に国民年金保険料学生納付特例申請書（以下「特例申請書」という。）を郵送し免除申請を行ったものの、当該申請の結果が通知されず、後日、平成 16 年度の国民年金保険料が免除されていないことがわかったので、再度、免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、請求者は、学生納付特例による国民年金保険料の納付猶予期間とするための申請手続（以下「特例申請手続」という。）に直接関与しておらず、当該手続を行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、平成 16 年 4 月頃に行ったとする請求期間に係る特例申請手続の状況は不明である。

また、請求期間当時の国民年金法第 90 条の 3 第 1 項により、請求期間について学生納付特例による国民年金保険料の納付猶予期間とするためには、平成 16 年 4 月又は同年 5 月に特例申請手続をしなければならないが、i) A 年金事務所は、平成 16 年 4 月又は同年 5 月に請求者から特例申請書を受け付けていないと回答していること、ii) A 社会保険事務所において平成 16 年 6 月 28 日に受け付けられたことが確認できる請求者に係る特例申請書（以下「請求者に係る特例申請書」という。）には、同年 7 月 5 日付けの B 町役場の受付印が押されているところ、同町役場から提出された「学生特例申請受付処理簿」によると、同年 4 月又は同年 5 月に特例申請書を受け付けた記録はなく、同町役場は、平成 16 年度において、請求者に係る特

例申請書以外の特例申請書は受け付けていないと回答していることから、請求者の主張する平成16年4月頃に郵送したとする特例申請書が同年4月又は同年5月にA社会保険事務所で受け付けられていたとは考え難い。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難く、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。